

資料46 大気汚染に係る環境基準等

ア 環境基準

大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準 (設定年月日等)	測定方法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(53.7.11告示)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。(48.5.8告示)	ろ過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。(48.5.8告示)	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(48.5.16告示)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(48.5.8告示)	非分散型赤外線分析計を用いる方法

備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
- 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
- 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

物質	環境基準	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。(9.2.4告示)	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。 また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有することが確認された測定方法についても使用可能とする。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(9.2.4告示)	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(9.2.4告示)	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。(13.4.20告示)	

備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

イ 環境基準評価方法

二酸化窒素

評価方法	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。
評価対象	年間における測定時間が6,000時間に満たない場合は評価対象としない。
通知	昭和53年環大企第262号環境庁大気保全局長通知

二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質

評価方法	短期的評価	連続して、又は随時に行った測定結果について、測定を行った日、又は時間について、環境基準により評価を行う。
	長期的評価	年間を通じて測定した1日平均値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した値について環境基準に維持されること。但し、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続しないこと。
評価対象	1日平均値の評価にあつては、1時間値の欠測が1日(24時間)のうち4時間を超える場合には評価対象としない。	
通知	昭和48年環大企第143号環境庁大気保全局長通知	

光化学オキシダント

評価方法	1時間値が0.06ppm以下であること。
評価対象	6時から20時の昼間時間帯について評価を行う。
通知	昭和48年環大企第143号環境庁大気保全局長通知

ウ 光化学スモッグ注意報等発令基準

区分	発令基準	解除基準	発令対象地域
注意報	1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.12ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。	それぞれの注意報等の発令地点におけるオキシダント濃度が継続するおそれがないと認められるようになったとき。	①京都市地域 (京都市) ②乙訓地域 (向日市、長岡京市、大山崎町)
警報	1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.24ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。		③宇治地域 (宇治市、城陽市、久御山町) ④綴喜地域 (八幡市、京田辺市、井手町)
緊急警報	1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.4ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。		⑤相楽地域 (精華町、山城町、木津町、加茂町)

資料47 大気汚染に係る規制措置の状況

根拠法令	大気汚染防止法	府条例																																																																																																																																					
ばい煙発生施設	<p>第3条 (対象) 法に基づく「ばい煙発生施設」(32種類) (規制物質及び基準値(排出口))</p> <table border="1" data-bbox="300 369 817 694"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①いおう酸化物</td> <td>K値2.34, 11.5, 17.5</td> </tr> <tr> <td>②ばいじん</td> <td>0.04~0.50(g/Nm³)</td> </tr> <tr> <td>有害物質</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③カドミウム及びその化合物</td> <td>1.0(mg/Nm³)</td> </tr> <tr> <td>④塩素</td> <td>30(〃)</td> </tr> <tr> <td>⑤塩化水素</td> <td>80,700(〃)</td> </tr> <tr> <td>⑥フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素</td> <td>1.0~20(〃)</td> </tr> <tr> <td>⑦鉛及びその化合物</td> <td>10~30(〃)</td> </tr> <tr> <td>⑧窒素酸化物</td> <td>60~2000(ppm)</td> </tr> </tbody> </table> <p>①地域毎に施設に適用される基準を設定。 ②⑧施設の種類及び規模によって基準を設定。 ③~⑦物質毎に基準が適用される施設の種類が限定されている。</p>	物質	基準値	①いおう酸化物	K値2.34, 11.5, 17.5	②ばいじん	0.04~0.50(g/Nm ³)	有害物質		③カドミウム及びその化合物	1.0(mg/Nm ³)	④塩素	30(〃)	⑤塩化水素	80,700(〃)	⑥フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素	1.0~20(〃)	⑦鉛及びその化合物	10~30(〃)	⑧窒素酸化物	60~2000(ppm)	<p>京都府環境を守り育てる条例 第33条第1項 (対象) 条例に定める「特定工場及びばい煙に係る特定施設設置工場等」(特定施設数76(うち法の施設32を含む)) (規制物質及び基準値(排水口及び敷地境界線上))</p> <table border="1" data-bbox="858 398 1380 1541"> <thead> <tr> <th rowspan="2">物質</th> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th>排出口 (/Nm³)</th> <th>敷地境界線上 (/Nm³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム及びその化合物</td> <td>0.2mg</td> <td>0.002mg</td> </tr> <tr> <td>塩素</td> <td>3cm³</td> <td>0.03cm³</td> </tr> <tr> <td>塩化水素</td> <td>20cm³</td> <td>0.2cm³</td> </tr> <tr> <td>フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素</td> <td>5mg</td> <td>0.05mg</td> </tr> <tr> <td>鉛及びその化合物</td> <td>0.3mg</td> <td>0.003mg</td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物</td> <td>100cm³</td> <td>1cm³</td> </tr> <tr> <td>亜鉛及びその化合物</td> <td>20cm³</td> <td>0.2cm³</td> </tr> <tr> <td>アクリルアルデヒド</td> <td>0.3cm³</td> <td>0.003cm³</td> </tr> <tr> <td>アクリロニトリル</td> <td>7cm³</td> <td>0.07cm³</td> </tr> <tr> <td>アンチモン及びその化合物</td> <td>0.3mg</td> <td>0.003mg</td> </tr> <tr> <td>アンモニア</td> <td>100cm³</td> <td>1cm³</td> </tr> <tr> <td>塩化ビニル</td> <td>10cm³</td> <td>0.1cm³</td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> <td>300cm³</td> <td>3cm³</td> </tr> <tr> <td>クロム及びその化合物</td> <td>0.2mg</td> <td>0.002mg</td> </tr> <tr> <td>クロロホルム</td> <td>30cm³</td> <td>0.3cm³</td> </tr> <tr> <td>シアン化水素及びシアン化合物</td> <td>20mg</td> <td>0.2mg</td> </tr> <tr> <td>ジクロロメタン</td> <td>200cm³</td> <td>2cm³</td> </tr> <tr> <td>臭素</td> <td>0.3cm³</td> <td>0.003cm³</td> </tr> <tr> <td>水銀及びその化合物</td> <td>0.2mg</td> <td>0.002mg</td> </tr> <tr> <td>すず及びその化合物</td> <td>7mg</td> <td>0.07mg</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>200cm³</td> <td>2cm³</td> </tr> <tr> <td>銅及びその化合物</td> <td>0.3mg</td> <td>0.003mg</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>200cm³</td> <td>2cm³</td> </tr> <tr> <td>トルエン</td> <td>200m³</td> <td>2cm³</td> </tr> <tr> <td>ニッケル及びその化合物</td> <td>3mg</td> <td>0.03mg</td> </tr> <tr> <td>二硫化炭素</td> <td>30cm³</td> <td>0.3cm³</td> </tr> <tr> <td>ヒ素及びその化合物</td> <td>2mg</td> <td>0.02mg</td> </tr> <tr> <td>フェノール</td> <td>20cm³</td> <td>0.2cm³</td> </tr> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>30cm³</td> <td>0.3cm³</td> </tr> <tr> <td>ホスゲン</td> <td>0.3cm³</td> <td>0.003cm³</td> </tr> <tr> <td>ホルムアルデヒド</td> <td>2cm³</td> <td>0.02cm³</td> </tr> <tr> <td>マンガン及びその化合物</td> <td>1mg</td> <td>0.01mg</td> </tr> <tr> <td>メタノール</td> <td>700cm³</td> <td>7cm³</td> </tr> <tr> <td>メチルエチルケトン</td> <td>300cm³</td> <td>3cm³</td> </tr> <tr> <td>硫化水素</td> <td>30cm³</td> <td>0.3cm³</td> </tr> <tr> <td>硫酸</td> <td>3mg</td> <td>0.03mg</td> </tr> </tbody> </table> <p>・窒素酸化物については、燃焼により生成するものを除く。 ・大気汚染防止法の一部施設については、法と同じ有害物質に係る排出口基準は適用しない。</p>	物質	基準値		排出口 (/Nm ³)	敷地境界線上 (/Nm ³)	カドミウム及びその化合物	0.2mg	0.002mg	塩素	3cm ³	0.03cm ³	塩化水素	20cm ³	0.2cm ³	フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素	5mg	0.05mg	鉛及びその化合物	0.3mg	0.003mg	窒素酸化物	100cm ³	1cm ³	亜鉛及びその化合物	20cm ³	0.2cm ³	アクリルアルデヒド	0.3cm ³	0.003cm ³	アクリロニトリル	7cm ³	0.07cm ³	アンチモン及びその化合物	0.3mg	0.003mg	アンモニア	100cm ³	1cm ³	塩化ビニル	10cm ³	0.1cm ³	キシレン	300cm ³	3cm ³	クロム及びその化合物	0.2mg	0.002mg	クロロホルム	30cm ³	0.3cm ³	シアン化水素及びシアン化合物	20mg	0.2mg	ジクロロメタン	200cm ³	2cm ³	臭素	0.3cm ³	0.003cm ³	水銀及びその化合物	0.2mg	0.002mg	すず及びその化合物	7mg	0.07mg	テトラクロロエチレン	200cm ³	2cm ³	銅及びその化合物	0.3mg	0.003mg	トリクロロエチレン	200cm ³	2cm ³	トルエン	200m ³	2cm ³	ニッケル及びその化合物	3mg	0.03mg	二硫化炭素	30cm ³	0.3cm ³	ヒ素及びその化合物	2mg	0.02mg	フェノール	20cm ³	0.2cm ³	ベンゼン	30cm ³	0.3cm ³	ホスゲン	0.3cm ³	0.003cm ³	ホルムアルデヒド	2cm ³	0.02cm ³	マンガン及びその化合物	1mg	0.01mg	メタノール	700cm ³	7cm ³	メチルエチルケトン	300cm ³	3cm ³	硫化水素	30cm ³	0.3cm ³	硫酸	3mg	0.03mg
物質	基準値																																																																																																																																						
①いおう酸化物	K値2.34, 11.5, 17.5																																																																																																																																						
②ばいじん	0.04~0.50(g/Nm ³)																																																																																																																																						
有害物質																																																																																																																																							
③カドミウム及びその化合物	1.0(mg/Nm ³)																																																																																																																																						
④塩素	30(〃)																																																																																																																																						
⑤塩化水素	80,700(〃)																																																																																																																																						
⑥フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素	1.0~20(〃)																																																																																																																																						
⑦鉛及びその化合物	10~30(〃)																																																																																																																																						
⑧窒素酸化物	60~2000(ppm)																																																																																																																																						
物質	基準値																																																																																																																																						
	排出口 (/Nm ³)	敷地境界線上 (/Nm ³)																																																																																																																																					
カドミウム及びその化合物	0.2mg	0.002mg																																																																																																																																					
塩素	3cm ³	0.03cm ³																																																																																																																																					
塩化水素	20cm ³	0.2cm ³																																																																																																																																					
フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素	5mg	0.05mg																																																																																																																																					
鉛及びその化合物	0.3mg	0.003mg																																																																																																																																					
窒素酸化物	100cm ³	1cm ³																																																																																																																																					
亜鉛及びその化合物	20cm ³	0.2cm ³																																																																																																																																					
アクリルアルデヒド	0.3cm ³	0.003cm ³																																																																																																																																					
アクリロニトリル	7cm ³	0.07cm ³																																																																																																																																					
アンチモン及びその化合物	0.3mg	0.003mg																																																																																																																																					
アンモニア	100cm ³	1cm ³																																																																																																																																					
塩化ビニル	10cm ³	0.1cm ³																																																																																																																																					
キシレン	300cm ³	3cm ³																																																																																																																																					
クロム及びその化合物	0.2mg	0.002mg																																																																																																																																					
クロロホルム	30cm ³	0.3cm ³																																																																																																																																					
シアン化水素及びシアン化合物	20mg	0.2mg																																																																																																																																					
ジクロロメタン	200cm ³	2cm ³																																																																																																																																					
臭素	0.3cm ³	0.003cm ³																																																																																																																																					
水銀及びその化合物	0.2mg	0.002mg																																																																																																																																					
すず及びその化合物	7mg	0.07mg																																																																																																																																					
テトラクロロエチレン	200cm ³	2cm ³																																																																																																																																					
銅及びその化合物	0.3mg	0.003mg																																																																																																																																					
トリクロロエチレン	200cm ³	2cm ³																																																																																																																																					
トルエン	200m ³	2cm ³																																																																																																																																					
ニッケル及びその化合物	3mg	0.03mg																																																																																																																																					
二硫化炭素	30cm ³	0.3cm ³																																																																																																																																					
ヒ素及びその化合物	2mg	0.02mg																																																																																																																																					
フェノール	20cm ³	0.2cm ³																																																																																																																																					
ベンゼン	30cm ³	0.3cm ³																																																																																																																																					
ホスゲン	0.3cm ³	0.003cm ³																																																																																																																																					
ホルムアルデヒド	2cm ³	0.02cm ³																																																																																																																																					
マンガン及びその化合物	1mg	0.01mg																																																																																																																																					
メタノール	700cm ³	7cm ³																																																																																																																																					
メチルエチルケトン	300cm ³	3cm ³																																																																																																																																					
硫化水素	30cm ³	0.3cm ³																																																																																																																																					
硫酸	3mg	0.03mg																																																																																																																																					
総量規制基準	<p>第5条の2 (対象) 府内7市2町(京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町)において硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を設置する工場等で、すべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの合計量が0.3kℓ/h以上の工場等。 (規制物質及び基準値)</p> <table border="1" data-bbox="300 1930 817 2011"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硫黄酸化物</td> <td>京都府で定める算式により算出した値</td> </tr> </tbody> </table>	物質	基準値	硫黄酸化物	京都府で定める算式により算出した値	<p>京都府環境を守り育てる条例 第33条第1項 (対象) 特定工場(特定施設のうち、ばい煙に係る施設を設置する工場で、当該工場に設置されているすべてのばい煙に係る施設を定格能力で運転する場合に使用される燃料の量を重油の量に換算したものの合計が2kℓ/h以上のもの。) (規制物質及び基準値)</p> <table border="1" data-bbox="858 1877 1380 2011"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硫黄酸化物</td> <td>京都府で定める算式により算出した値(法の対象地域を除く)</td> </tr> <tr> <td>ばいじん</td> <td>同上(府内全域対象)</td> </tr> </tbody> </table>	物質	基準値	硫黄酸化物	京都府で定める算式により算出した値(法の対象地域を除く)	ばいじん	同上(府内全域対象)																																																																																																																											
物質	基準値																																																																																																																																						
硫黄酸化物	京都府で定める算式により算出した値																																																																																																																																						
物質	基準値																																																																																																																																						
硫黄酸化物	京都府で定める算式により算出した値(法の対象地域を除く)																																																																																																																																						
ばいじん	同上(府内全域対象)																																																																																																																																						

根拠法令		大気汚染防止法	府条例																				
ばい煙発生施設	燃料使用基準	<p>第15条の2 (対象) 府内7市2町(京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町)において硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を設置する工場等で、すべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの合計量が0.3kℓ/h未満の工場等。 (基準値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>燃料の種類</th> <th>工場又は事業場の規模</th> <th>適用区域</th> <th>使用基準 (硫黄含有率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">重油その他の石油系燃料</td> <td rowspan="2">原料及び燃料の量を重油に換算したものの合計量が0.1kℓ/h以上0.3kℓ/h未満</td> <td>京都市域</td> <td>0.5%以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0.8%以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原料及び燃料の量を重油に換算したものの合計量が0.1kℓ/h未満</td> <td>京都市域</td> <td>0.8%以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1.2%以下</td> </tr> </tbody> </table>	燃料の種類	工場又は事業場の規模	適用区域	使用基準 (硫黄含有率)	重油その他の石油系燃料	原料及び燃料の量を重油に換算したものの合計量が0.1kℓ/h以上0.3kℓ/h未満	京都市域	0.5%以下	その他	0.8%以下	原料及び燃料の量を重油に換算したものの合計量が0.1kℓ/h未満	京都市域	0.8%以下	その他	1.2%以下	<p>京都府環境を守り育てる条例 第49条第1項 (対象) 府内7市2町(京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町)を除く府内の地域に所在する特定工場等で、当該特定工場等に設置されているばい煙に係る特定施設等を定格能力で運転する場合において使用される燃料の量を重油の量に換算したものの合計量が2kℓ/h未満のもの。 (基準値) 燃料の硫黄含有率が1.5%以下</p>					
		燃料の種類	工場又は事業場の規模	適用区域	使用基準 (硫黄含有率)																		
重油その他の石油系燃料	原料及び燃料の量を重油に換算したものの合計量が0.1kℓ/h以上0.3kℓ/h未満	京都市域	0.5%以下																				
		その他	0.8%以下																				
	原料及び燃料の量を重油に換算したものの合計量が0.1kℓ/h未満	京都市域	0.8%以下																				
		その他	1.2%以下																				
一般粉じん発生施設	規制基準	<p>第18条の3 (対象) 法に定める一般粉じん発生施設5種類 (規制対象施設及び基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コークス炉</td> <td rowspan="5">各施設毎に構造並びに使用及び管理について基準設定</td> </tr> <tr> <td>鉱物又は土石の堆積場</td> </tr> <tr> <td>ベルトコンベア及びバケットコンベア</td> </tr> <tr> <td>破碎機及び摩砕機</td> </tr> <tr> <td>ふるい</td> </tr> </tbody> </table>	施設	基準	コークス炉	各施設毎に構造並びに使用及び管理について基準設定	鉱物又は土石の堆積場	ベルトコンベア及びバケットコンベア	破碎機及び摩砕機	ふるい	<p>京都府環境を守り育てる条例 第33条第1項 (対象) 条例に定める「特定工場及び一般粉じんに係る特定施設設置工場等」(ただし、大気汚染防止法の一般粉じん発生施設を除く) (規制物質及び基準値(敷地境界線上))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>基準値 (mg/Nm³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム及びその化合物の粉じん</td> <td>0.002</td> </tr> <tr> <td>クロム及びその化合物の粉じん</td> <td>0.002</td> </tr> <tr> <td>銅及びその化合物の粉じん</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td>鉛及びその化合物の粉じん</td> <td>0.003</td> </tr> <tr> <td>その他の粉じん</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table>	物質	基準値 (mg/Nm ³)	カドミウム及びその化合物の粉じん	0.002	クロム及びその化合物の粉じん	0.002	銅及びその化合物の粉じん	0.03	鉛及びその化合物の粉じん	0.003	その他の粉じん	0.5
		施設	基準																				
コークス炉	各施設毎に構造並びに使用及び管理について基準設定																						
鉱物又は土石の堆積場																							
ベルトコンベア及びバケットコンベア																							
破碎機及び摩砕機																							
ふるい																							
物質	基準値 (mg/Nm ³)																						
カドミウム及びその化合物の粉じん	0.002																						
クロム及びその化合物の粉じん	0.002																						
銅及びその化合物の粉じん	0.03																						
鉛及びその化合物の粉じん	0.003																						
その他の粉じん	0.5																						
特定粉じん発生施設	規制基準	<p>第18条の5 (対象) 法に定める特定粉じん発生施設9種類 (規制物質及び基準値(敷地境界線上))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石綿</td> <td>10本/ℓ</td> </tr> </tbody> </table>	物質	基準値	石綿	10本/ℓ	<p>京都府環境を守り育てる条例 第33条第1項 (対象) 条例に定める「特定工場及び特定粉じんに係る特定施設設置工場等」 (規制物質及び基準値(敷地境界線上)) 法と同じ</p>																
		物質	基準値																				
石綿	10本/ℓ																						
特定粉じん発生施設	作業基準	<p>第18条の4 (対象) 法に定める特定粉じん排出等作業2種類 (作業内容及び基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ面積500㎡以上の耐火建築物又は準耐火建築物の解体作業で石綿使用面積が50㎡以上の場合</td> <td rowspan="2">石綿飛散防止対策について各作業毎に作業基準設定</td> </tr> <tr> <td>延べ面積500㎡以上の耐火建築物又は準耐火建築物の改造等の作業で、その対象となる建築物の部分における石綿使用面積が50㎡以上の場合</td> </tr> </tbody> </table>	作業内容	基準	延べ面積500㎡以上の耐火建築物又は準耐火建築物の解体作業で石綿使用面積が50㎡以上の場合	石綿飛散防止対策について各作業毎に作業基準設定	延べ面積500㎡以上の耐火建築物又は準耐火建築物の改造等の作業で、その対象となる建築物の部分における石綿使用面積が50㎡以上の場合	<p>京都府建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止に関する緊急措置条例 第3条 (対象) 条例施行規則第1条に定める石綿排出等作業2種類 (作業内容及び基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐火建築物又は準耐火建築物を解体する作業(大気汚染防止法で規定されるものを除く)</td> <td rowspan="2">石綿飛散防止対策について各作業毎に作業基準設定</td> </tr> <tr> <td>耐火建築物又は準耐火建築物を改造し、または補修する作業(大気汚染防止法で規定されるものを除く。)</td> </tr> </tbody> </table>	作業内容	基準	耐火建築物又は準耐火建築物を解体する作業(大気汚染防止法で規定されるものを除く)	石綿飛散防止対策について各作業毎に作業基準設定	耐火建築物又は準耐火建築物を改造し、または補修する作業(大気汚染防止法で規定されるものを除く。)										
		作業内容	基準																				
延べ面積500㎡以上の耐火建築物又は準耐火建築物の解体作業で石綿使用面積が50㎡以上の場合	石綿飛散防止対策について各作業毎に作業基準設定																						
延べ面積500㎡以上の耐火建築物又は準耐火建築物の改造等の作業で、その対象となる建築物の部分における石綿使用面積が50㎡以上の場合																							
作業内容	基準																						
耐火建築物又は準耐火建築物を解体する作業(大気汚染防止法で規定されるものを除く)	石綿飛散防止対策について各作業毎に作業基準設定																						
耐火建築物又は準耐火建築物を改造し、または補修する作業(大気汚染防止法で規定されるものを除く。)																							
指定物質排出施設	抑制基準	<p>附則 (対象) 法に定める指定物質排出施設11種類 (規制物質及び基準値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>50~1,500(mg/Nm³)</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>150~500(")</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>150~500(")</td> </tr> </tbody> </table>	物質	基準値	ベンゼン	50~1,500(mg/Nm ³)	トリクロロエチレン	150~500(")	テトラクロロエチレン	150~500(")													
物質	基準値																						
ベンゼン	50~1,500(mg/Nm ³)																						
トリクロロエチレン	150~500(")																						
テトラクロロエチレン	150~500(")																						

資料48 長期的評価による環境基準達成状況等の経年変化

項目	表示方法	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
酸化窒素	ゾーンを上回る局数 ゾーン内の局数 ゾーンを下回る局数 有効測定局数	0 13 16 29	0 14 15 29	0 16 13 29	0 9 20 29	0 7 22 29
	「ゾーン内の地域」における1日平均値の年間98%値の上位3局の平均値(ppm)	0.050	0.050	0.053	0.053	0.046
自動車排出ガス測定局	ゾーンを上回る局数 ゾーン内の局数 ゾーンを下回る局数 有効測定局数	2 6 1 9	2 7 0 9	1 8 0 9	0 6 3 9	0 6 3 9
	環境基準達成局数/有効測定局数	35/36	35/36	24/36	36/36	36/36
同 上 (%)		97.2	97.2	66.7	100	100
浮遊粒子状物質	環境基準達成局数/有効測定局数	0/28	1/28	0/28	0/28	0/28
	同 上 (%)		0.0	3.6	0.0	0.0
光化学オキシダント	環境基準達成局数/有効測定局数	31/31	31/31	31/31	31/31	31/31
	同 上 (%)		100	100	100	100
二酸化硫黄	環境基準達成局数/有効測定局数	9/9	9/9	9/9	9/9	9/9
	同 上 (%)		100	100	100	100
一酸化炭素	環境基準達成局数/有効測定局数	9/9	9/9	9/9	9/9	9/9
	同 上 (%)		100	100	100	100

- (注) 1 環境基準適用除外局は対象としていません。
 2 有効測定局とは年間を通じて測定時間が6,000時間以上のものです。
 3 ゾーンを上回る局、ゾーン内の局及びゾーンを下回る局とは、日平均値の年間98%値が各々、0.06ppmを超える局、0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内の局及び0.04ppm未満の局を示します。
 4 「ゾーン内の地域」とは、「二酸化窒素に係る環境基準等に基づく地域区分について(昭和54年8月7日付け環境庁大気保全局長通知)」において「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域」として判定された、京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町、井手町、山城町、木津町、加茂町、精華町の地域を示します。

資料49 一酸化窒素、二酸化窒素及び窒素酸化物(NO, NO₂, NO+NO₂)測定結果(16年度)

市町	測定局	一酸化窒素(NO)				二酸化窒素(NO ₂)								窒素酸化物(NO+NO ₂)						
		年	1時間	日	有効	年	1時間	1時間値が	1時間値が	日平均値が	日平均値が	日	98%値	年	1時間	日	年			
		平均値	最高値	平均値の年間98%値	測定日数	平均値	最高値	0.2ppmを超えた時間数とその割合	0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合	0.06ppmを超えた日数とその割合	0.04ppm以下0.06ppm以下の日数とその割合	平均値の年間98%値	による日平均値が0.06ppmを超えた日数	平均値	最高値	平均値の年間98%値	平均値(NO+NO ₂)			
(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(ppm)	(ppm)	(時間)(%)	(時間)(%)	(日)(%)	(日)(%)	(ppm)	(日)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)					
京都市	役所南	0.008	0.216	0.032	349	8375	0.020	0.081	0	0.0	0	0.0	6	1.7	0.039	0	0.028	0.275	0.070	70.9
	伏見科左衛門	0.006	0.171	0.029	364	8699	0.018	0.079	0	0.0	0	0.0	3	0.8	0.038	0	0.025	0.226	0.065	74.2
	西久我	0.016	0.310	0.070	365	8709	0.024	0.087	0	0.0	0	0.0	35	9.6	0.047	0	0.041	0.366	0.111	60.3
	醍醐	0.018	0.260	0.077	329	7921	0.025	0.082	0	0.0	0	0.0	27	8.2	0.045	0	0.043	0.340	0.116	57.5
	醍醐	0.010	0.208	0.044	364	8705	0.021	0.108	0	0.0	1	0.0	5	1.4	0.039	0	0.031	0.260	0.081	67.6
	醍醐	0.006	0.094	0.018	341	8178	0.016	0.076	0	0.0	0	0.0	2	0.6	0.032	0	0.022	0.170	0.053	71.4
	醍醐	0.009	0.228	0.044	364	8709	0.018	0.082	0	0.0	0	0.0	4	1.1	0.037	0	0.027	0.290	0.077	66.7
	醍醐	0.016	0.335	0.067	364	8697	0.024	0.080	0	0.0	0	0.0	26	7.1	0.045	0	0.041	0.389	0.103	60.0
	醍醐	0.009	0.146	0.032	364	8706	0.018	0.076	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.035	0	0.027	0.219	0.064	66.3
	醍醐	0.017	0.250	0.087	359	8584	0.022	0.078	0	0.0	0	0.0	11	3.1	0.040	0	0.039	0.290	0.125	57.4
	醍醐	0.050	0.382	0.125	363	8664	0.034	0.105	0	0.0	2	0.0	1	0.3	0.057	0	0.084	0.456	0.177	40.0
	醍醐	0.040	0.294	0.072	363	8672	0.034	0.109	0	0.0	3	0.0	0	0.0	0.049	0	0.074	0.403	0.115	46.0
	醍醐	0.040	0.401	0.129	363	8686	0.033	0.089	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.054	0	0.073	0.461	0.175	45.2
	醍醐	0.009	0.130	0.027	355	8477	0.019	0.069	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.033	0	0.028	0.186	0.052	67.3
醍醐	0.021	0.197	0.054	364	8712	0.024	0.084	0	0.0	0	0.0	15	4.1	0.043	0	0.044	0.241	0.092	53.7	
醍醐	0.007	0.134	0.023	363	8673	0.017	0.064	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.032	0	0.024	0.161	0.051	70.5	
向日市	向日	0.013	0.232	0.048	365	8753	0.020	0.078	0	0.0	0	0.0	10	2.7	0.040	0	0.033	0.272	0.084	61.1
大山崎町	大山崎	0.009	0.198	0.034	365	8753	0.016	0.074	0	0.0	0	0.0	3	0.8	0.035	0	0.025	0.262	0.063	65.1
宇治市	宇治	0.009	0.152	0.041	364	8739	0.017	0.087	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.036	0	0.026	0.198	0.078	65.0
宇治市	宇治	0.010	0.199	0.046	361	8716	0.019	0.082	0	0.0	0	0.0	7	1.9	0.039	0	0.029	0.223	0.082	65.0
久御山町	久御山	0.015	0.255	0.066	365	8753	0.020	0.085	0	0.0	0	0.0	8	2.2	0.040	0	0.034	0.307	0.099	57.5
城陽市	城陽	0.007	0.128	0.031	365	8752	0.015	0.076	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.032	0	0.021	0.172	0.059	69.4
八幡市	八幡	0.015	0.208	0.063	355	8538	0.019	0.082	0	0.0	0	0.0	8	2.3	0.040	0	0.034	0.254	0.100	55.7
京田辺市	京田辺	0.011	0.186	0.039	360	8664	0.018	0.082	0	0.0	0	0.0	4	1.1	0.036	0	0.028	0.193	0.073	61.8
精華町	精華	0.014	0.180	0.048	363	8733	0.019	0.077	0	0.0	0	0.0	5	1.4	0.038	0	0.033	0.248	0.080	58.1
木津町	木津	0.007	0.128	0.029	362	8707	0.012	0.070	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.026	0	0.019	0.149	0.052	63.2
木津町	木津	0.004	0.110	0.020	363	8732	0.013	0.070	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.030	0	0.018	0.138	0.046	75.0
長岡京市	長岡京	0.007	0.119	0.027	355	8607	0.010	0.055	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.023	0	0.018	0.163	0.050	59.4
綾部市	綾部	0.005	0.080	0.019	360	8658	0.009	0.046	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.019	0	0.015	0.100	0.034	62.5
福知山市	福知山	0.006	0.071	0.022	365	8752	0.011	0.052	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.022	0	0.017	0.107	0.044	64.5
福知山市	福知山	0.002	0.033	0.010	364	8743	0.005	0.031	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.013	0	0.008	0.051	0.021	71.0
舞鶴市	舞鶴	0.004	0.075	0.016	362	8696	0.008	0.039	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.018	0	0.012	0.102	0.033	68.2
舞鶴市	舞鶴	0.012	0.185	0.039	360	8686	0.015	0.062	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.027	0	0.027	0.210	0.066	54.3
舞鶴市	舞鶴	0.005	0.089	0.021	361	8667	0.010	0.045	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.022	0	0.015	0.115	0.039	67.7
宮津市	宮津	0.002	0.052	0.007	364	8747	0.005	0.036	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.013	0	0.007	0.085	0.018	74.7
長岡京市	長岡京(自排)	0.013	0.170	0.045	349	8593	0.019	0.069	0	0.0	0	0.0	2	0.6	0.035	0	0.032	0.228	0.076	60.5
八幡市	八幡(自排)	0.034	0.285	0.081	363	8726	0.025	0.089	0	0.0	0	0.0	17	4.7	0.041	0	0.060	0.341	0.116	42.7
大山崎町	大山崎(自排)	0.053	0.410	0.111	359	8627	0.028	0.080	0	0.0	0	0.0	12	3.3	0.042	0	0.081	0.453	0.146	34.4

(注) 「98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えた日数です。

資料50 浮遊粒子状物質 (SPM) 測定結果 (16年度)

市 町 測 定 局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	
				(時間)	(%)	(日)	(%)					(日)
京 都 市	市役所	346	8,287	0.023	0	0.0	0	0.0	0.089	0.047	○	0
	南	360	8,643	0.025	0	0.0	0	0.0	0.123	0.051	○	0
	伏見	357	8,541	0.027	0	0.0	0	0.0	0.126	0.055	○	0
	山科	352	8,494	0.029	0	0.0	0	0.0	0.113	0.060	○	0
	左京	360	8,576	0.025	0	0.0	0	0.0	0.110	0.056	○	0
	西京	354	8,463	0.021	0	0.0	0	0.0	0.093	0.045	○	0
	久我	338	8,086	0.023	0	0.0	0	0.0	0.096	0.049	○	0
	醍醐	361	8,615	0.029	0	0.0	0	0.0	0.138	0.058	○	0
	北	358	8,534	0.026	0	0.0	0	0.0	0.153	0.056	○	0
	醍醐	364	8,738	0.035	0	0.0	0	0.0	0.159	0.067	○	0
	醍醐	365	8,739	0.029	0	0.0	0	0.0	0.158	0.059	○	0
	醍醐	359	8,620	0.032	0	0.0	0	0.0	0.158	0.068	○	0
	醍醐	350	8,434	0.027	0	0.0	0	0.0	0.121	0.055	○	0
	醍醐	357	8,566	0.029	0	0.0	0	0.0	0.173	0.065	○	0
	醍醐	361	8,620	0.025	0	0.0	0	0.0	0.139	0.051	○	0
	向日市	向陽	362	8,700	0.026	0	0.0	0	0.0	0.158	0.057	○
大山崎町	大山崎	364	8,720	0.023	0	0.0	0	0.0	0.174	0.054	○	0
宇治市	宇治	362	8,680	0.028	5	0.1	0	0.0	0.259	0.066	○	0
宇治市	宇治	365	8,736	0.024	0	0.0	0	0.0	0.186	0.054	○	0
久御山町	久御山	363	8,699	0.021	0	0.0	0	0.0	0.160	0.048	○	0
城陽市	城陽	363	8,716	0.022	0	0.0	0	0.0	0.188	0.046	○	0
八幡市	八幡	365	8,733	0.021	2	0.0	0	0.0	0.221	0.050	○	0
八幡市	八幡	354	8,579	0.021	0	0.0	0	0.0	0.131	0.044	○	0
京田辺市	田辺	353	8,541	0.028	0	0.0	0	0.0	0.183	0.058	○	0
精華町	精華	362	8,681	0.033	3	0.0	0	0.0	0.298	0.056	○	0
木津町	木津	356	8,546	0.025	1	0.0	0	0.0	0.279	0.055	○	0
亀岡市	亀岡	365	8,733	0.016	1	0.0	0	0.0	0.252	0.040	○	0
綾部市	綾部	365	8,736	0.021	2	0.0	0	0.0	0.241	0.050	○	0
福知山市	福知山	363	8,719	0.024	0	0.0	0	0.0	0.149	0.055	○	0
	福知山	365	8,736	0.020	0	0.0	0	0.0	0.165	0.049	○	0
	福知山	363	8,701	0.022	0	0.0	0	0.0	0.115	0.042	○	0
舞鶴市	舞鶴	360	8,664	0.016	0	0.0	0	0.0	0.067	0.034	○	0
	舞鶴	365	8,737	0.022	1	0.0	0	0.0	0.222	0.055	○	0
宮津市	宮津	351	8,493	0.021	0	0.0	0	0.0	0.095	0.045	○	0
八幡市	国道1号(自排)	365	8,736	0.027	1	0.0	0	0.0	0.206	0.056	○	0
大山崎町	国道171号(自排)	361	8,602	0.035	2	0.0	0	0.0	0.292	0.070	○	0

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数です。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち2%除外該当日に入っている日数分については除外しません。

資料51 光化学オキシダント (Ox) 測定結果 (16年度)

市 町 測 定 局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数			昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数			昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値	
				(日)	時間数とその割合		(日)	時間数とその割合				
					(時間)	(%)		(時間)	(%)			
京 都 市	市役所	352	5,153	0.033	90	483	9.4	3	0.9	4	0.150	0.051
	南	362	5,314	0.030	80	401	7.5	2	0.6	4	0.162	0.047
	伏見	363	5,326	0.031	87	424	8.0	2	0.6	3	0.135	0.049
	山科	365	5,392	0.030	97	521	9.7	5	1.4	10	0.171	0.051
	左京	365	5,382	0.033	119	670	12.4	5	1.4	15	0.155	0.054
	西京	365	5,381	0.036	121	765	14.2	4	1.1	17	0.152	0.055
	久我	365	5,365	0.033	97	515	9.6	2	0.6	5	0.172	0.052
	北	363	5,300	0.031	90	449	8.5	2	0.6	4	0.128	0.050
	醍醐	362	5,326	0.032	67	294	5.5	1	0.3	2	0.149	0.048
	醍醐	365	5,373	0.030	107	547	10.2	5	1.4	16	0.153	0.052
向日市	向陽	365	5,418	0.031	92	472	8.7	2	0.5	4	0.174	0.049
大山崎町	大山崎	365	5,388	0.027	40	127	2.4	0	0.0	0	0.119	0.041
宇治市	宇治	361	5,307	0.028	62	254	4.8	0	0.0	0	0.111	0.045
宇治市	宇治	365	5,408	0.032	108	579	10.7	5	1.4	8	0.136	0.053
久御山町	久御山	365	5,410	0.031	104	513	9.5	5	1.4	7	0.166	0.052
城陽市	城陽	365	5,376	0.025	50	156	2.9	0	0.0	0	0.104	0.041
八幡市	八幡	365	5,388	0.026	56	196	3.6	0	0.0	0	0.111	0.043
	八幡	361	5,333	0.031	85	414	7.8	2	0.6	4	0.144	0.050
京田辺市	田辺	364	5,352	0.023	40	107	2	0	0.0	0	0.108	0.039
精華町	精華	361	5,302	0.028	58	228	4.3	0	0.0	0	0.113	0.045
木津町	木津	365	5,413	0.034	114	627	11.6	4	1.1	8	0.135	0.055
亀岡市	亀岡	365	5,376	0.031	97	473	8.8	2	0.5	4	0.135	0.049
綾部市	綾部	365	5,395	0.026	24	105	1.9	0	0.0	0	0.086	0.040
福知山市	福知山	361	5,346	0.034	99	583	10.9	1	0.3	1	0.123	0.052
舞鶴市	舞鶴	364	5,351	0.026	30	143	2.7	0	0.0	0	0.081	0.040
	舞鶴	358	5,257	0.029	36	161	3.1	0	0.0	0	0.088	0.043
宮津市	宮津	365	5,393	0.036	62	350	6.5	0	0.0	0	0.100	0.049
長岡京市	長岡京(自排)	350	5,087	0.025	51	225	4.4	3	0.9	5	0.171	0.039

(注) 1 昼間とは5時から20時までの時間帯をいいます。
2 昼間の1時間値は6時から20時までの測定値です。

資料52 二酸化硫黄（SO₂）測定結果（16年度）

市町	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた回数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた回数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
					(時間)	(%)	(日)	(%)				
京都市	役所	345	8,235	0.003	0	0.0	0	0.0	0.021	0.007	○	0
	南	364	8,677	0.003	0	0.0	0	0.0	0.018	0.006	○	0
	伏見	354	8,557	0.003	0	0.0	0	0.0	0.021	0.008	○	0
	山科	364	8,682	0.004	0	0.0	0	0.0	0.020	0.009	○	0
	左京	364	8,675	0.004	0	0.0	0	0.0	0.027	0.009	○	0
	西京	364	8,687	0.003	0	0.0	0	0.0	0.020	0.007	○	0
	久我	364	8,680	0.003	0	0.0	0	0.0	0.017	0.006	○	0
	醍醐	357	8,577	0.003	0	0.0	0	0.0	0.041	0.008	○	0
	自排	363	8,671	0.003	0	0.0	0	0.0	0.024	0.008	○	0
向日市	向日	365	8,689	0.003	0	0.0	0	0.0	0.015	0.006	○	0
向日市	向日	365	8,756	0.004	0	0.0	0	0.0	0.021	0.008	○	0
大山崎町	大山崎	361	8,689	0.004	0	0.0	0	0.0	0.016	0.007	○	0
宇治市	宇治	360	8,659	0.004	0	0.0	0	0.0	0.021	0.007	○	0
	東宇治	363	8,730	0.003	0	0.0	0	0.0	0.015	0.007	○	0
久御山町	久御山	365	8,749	0.004	0	0.0	0	0.0	0.017	0.009	○	0
城陽市	城陽	361	8,672	0.004	0	0.0	0	0.0	0.017	0.008	○	0
八幡市	八幡	364	8,749	0.004	0	0.0	0	0.0	0.017	0.008	○	0
	国設京都八幡	365	8,756	0.004	0	0.0	0	0.0	0.013	0.007	○	0
京田辺市	田辺	364	8,742	0.004	0	0.0	0	0.0	0.020	0.009	○	0
精華町	精華	365	8,755	0.004	0	0.0	0	0.0	0.016	0.007	○	0
木津町	木津	365	8,752	0.003	0	0.0	0	0.0	0.017	0.006	○	0
亀岡市	亀岡	365	8,751	0.005	0	0.0	0	0.0	0.045	0.011	○	0
綾部市	綾部	365	8,751	0.004	0	0.0	0	0.0	0.016	0.008	○	0
福知山市	福知山	365	8,748	0.002	0	0.0	0	0.0	0.014	0.005	○	0
	六人部	365	8,754	0.003	0	0.0	0	0.0	0.022	0.006	○	0
	長田野	365	8,754	0.004	0	0.0	0	0.0	0.027	0.008	○	0
舞鶴市	西舞鶴	343	8,388	0.009	9	0.1	1	0.3	0.152	0.025	○	0
	東舞鶴	353	8,542	0.005	1	0.0	0	0.0	0.176	0.010	○	0
宮津市	宮津	364	8,745	0.003	0	0.0	0	0.0	0.032	0.006	○	0
八幡市	国道1号(自排)	363	8,724	0.005	0	0.0	0	0.0	0.018	0.009	○	0
大山崎町	国道171号(自排)	364	8,735	0.005	0	0.0	0	0.0	0.023	0.010	○	0

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数です。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち2%除外該当日に入っている日数分については除外しません。

資料53 一酸化炭素（CO）測定結果（16年度）

市町	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた回数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数
					(回)	(%)	(日)	(%)				
京都市	自排南	363	8,662	0.9	0	0.0	0	0.0	4.4	1.7	○	0
	自排大宮	351	8,418	1.0	0	0.0	0	0.0	4.8	1.5	○	0
	自排山科	364	8,690	0.6	0	0.0	0	0.0	3.1	1.2	○	0
	自排上京	363	8,668	0.6	0	0.0	0	0.0	2.7	1.0	○	0
	自排西ノ京	363	8,678	0.7	0	0.0	0	0.0	3.0	1.1	○	0
	自排桂	363	8,666	0.6	0	0.0	0	0.0	3.5	1.0	○	0
八幡市	国設京都八幡	365	8,702	0.5	0	0.0	0	0.0	1.9	0.8	○	0
	国道1号(自排)	365	8,705	0.5	0	0.0	0	0.0	2.5	0.9	○	0
大山崎町	国道171号(自排)	352	8,428	0.6	0	0.0	0	0.0	2.1	1.0	○	0

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち10ppmを超えた日数です。ただし、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しません。

資料54 非メタン炭化水素、メタン、全炭化水素測定結果（16年度）

市 町	測定局	非メタン炭化水素										メ タ ン					全 炭 化 水 素								
		測定時間	年平均値	6月9時平均値		6月9時測定日数		6～9時3時間平均値		6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合		測定時間	年平均値	6月9時平均値		6月9時測定日数		測定時間	年平均値	6月9時平均値		6月9時3時間平均値	
				最高値	最低値	日	ppmC	日	%	日	%	最高値	最低値			日	ppmC	最高値	最低値			日	ppmC		
(単位)	時間	ppmC	ppmC	日	ppmC	ppmC	日	%	日	%	時間	ppmC	ppmC	日	ppmC	ppmC	時間	ppmC	ppmC	日	ppmC	ppmC	最高値	最低値	
京 都 市	壬 生	8,164	0.30	0.36	353	1.06	0.06	267	75.6	184	52.1	8,164	1.88	1.90	353	2.13	1.75	8,164	2.18	2.25	353	3.06	1.84		
	醍 醐	8,273	0.23	0.27	360	0.89	0.09	237	65.8	109	30.3	8,276	1.86	1.89	360	2.13	1.72	8,273	2.09	2.17	360	2.97	1.82		
	自 排 南	8,319	0.45	0.56	362	1.72	0.06	333	92.0	293	80.9	8,319	1.91	1.94	362	2.30	1.78	8,319	2.36	2.50	362	3.96	1.91		
	自 排 大 宮	8,319	0.46	0.48	364	1.75	0.12	353	97.0	300	82.4	8,319	1.92	1.93	364	2.16	1.77	8,319	2.38	2.41	364	3.78	1.93		
	自 排 山 科	8,272	0.26	0.34	361	0.97	0.09	272	75.3	174	48.2	8,273	1.88	1.90	361	2.14	1.73	8,272	2.14	2.24	361	3.11	1.83		
	自 排 上 京	8,171	0.21	0.25	356	0.81	0.04	230	64.6	78	21.9	8,178	1.87	1.88	356	2.05	1.73	8,171	2.08	2.13	356	2.76	1.79		
	自 排 西 / 京	8,218	0.29	0.37	358	1.03	0.07	286	79.9	199	55.6	8,218	1.86	1.88	358	2.02	1.72	8,218	2.15	2.25	358	2.96	1.86		
向 日 市	向 陽	8,715	0.10	0.13	365	0.51	0.00	60	16.4	10	2.7	8,715	1.87	1.89	365	2.11	1.74	8,715	1.97	2.02	365	2.62	1.79		
久 御 山 町	久 御 山	8,710	0.21	0.25	365	0.85	0.04	200	54.8	91	24.9	8,710	1.88	1.90	365	2.09	1.70	8,710	2.08	2.15	365	2.84	1.80		
八 幡 市	国 設 京 都 八 幡	8,147	0.18	0.22	339	0.69	0.04	176	51.9	70	20.6	8,147	1.88	1.90	339	2.11	1.73	8,147	2.05	2.13	339	2.74	1.78		
京 田 辺 市	田 辺	8,239	0.17	0.17	342	0.54	0.03	99	28.9	21	6.1	8,239	1.88	1.89	342	2.11	1.71	8,239	2.05	2.07	342	2.64	1.76		
木 津 町	木 津	8,543	0.09	0.10	359	0.41	0.01	17	4.7	3	0.8	8,543	1.76	1.78	359	2.08	1.59	8,543	1.85	1.88	359	2.40	1.61		

(注) 51年8月13日付けで中央公害対策審議会より「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について」の答申がなされ、指針値として光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCと示されています。

資料55 自動車排出ガス大気汚染調査（14～16年度）

年 度		平成14年度	平成15年度	平成16年度	
道 路 名		府道城陽宇治線、京滋バイパス交差点			
測 定 地 点		宇治市榎島町11			
交通量(台/日)		26,719			
測 定 期 間		14.4.1～15.3.31			
環 境 基 準 値 ・ 指 針 値 と の 比 較	二酸化窒素	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数(日)	69	25	71
		日平均値が0.06ppmを越えた日数(日)	0	0	0
		(有効測定日数)	(365)	(325)	(337)
	浮遊粒子状物質	日平均値が0.10mg/m ³ を越えた日数(日)	4	0	0
		1時間値が0.20mg/m ³ を越えた時間数(時間)	18	0	1
		(有効測定日数)	(357)	(366)	(329)
一酸化炭素	日平均値が10ppmを越えた日数(日)	0	0	0	
	8時間値が20ppmを越えた回数(回)	0	0	0	
	(有効測定日数)	(363)	(366)	(342)	
測 定 濃 度	二酸化窒素 (ppm)	年平均値	0.031	0.028	0.033
		日平均値の年間98%値	0.046	0.044	0.046
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	年平均値	0.031	0.020	0.026
		日平均値の2%除外値	0.082	0.041	0.053
	一酸化炭素 (ppm)	年平均値	0.8	0.8	0.7
		日平均値の2%除外値	1.4	1.3	1.2

(注) 交通量は、11年度全国道路交通情勢調査(道路センサス)によります。

(24時間交通量)

資料56 有害大気汚染物質環境モニタリング実施結果（16年度）

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定物質名	区分	測定地点	16年度結果			15年度結果	16年度全国測定結果		
			最小値	最大値	平均値	平均値	平均	最小	最大
ベンゼン	一般環境	久御山	0.70	2.7	1.5	1.8	1.6	0.44	3.5
		福知山	0.42	2.0	1.0	1.2			
	沿道	国道1号	0.82	3.2	1.9	2.3	2.4	1.0	5.0
		国道171号	1.0	2.6	1.8	2.2			
		横島交差点	1.1	3.4	2.5	3.1			
トリクロロエチレン	一般環境	久御山	0.24	5.0	1.5	1.9	0.79	0.0030	10
		福知山	0.028	0.24	0.12	0.12			
テトラクロロエチレン	一般環境	久御山	0.22	0.78	0.46	0.70	0.39	0.0078	10
		福知山	0.041	0.30	0.11	0.12			
ジクロロメタン	一般環境	久御山	1.3	4.5	2.3	2.9	2.3	0.19	12
		福知山	0.22	2.3	0.93	0.85			
アクリロニトリル	一般環境	久御山	0.057	0.64	0.25	0.31	0.094	0.00075	1.2
		福知山	0.088	0.52	0.24	0.23			
アセトアルデヒド	一般環境	久御山	1.5	3.4	2.5	2.3	2.9	0.14	9.3
		福知山	0.93	2.4	1.6	0.93			
	沿道	国道1号	1.4	4.1	2.7	2.9			
国道171号		1.3	4.2	2.4	2.7				
塩化ビニルモノマー	一般環境	久御山	0.0083	0.11	0.030	0.031	0.059	0.0031	1.8
		福知山	0.0050	0.060	0.019	0.023			
クロロホルム	一般環境	久御山	0.10	0.34	0.20	0.23	0.26	0.063	1.8
		福知山	0.069	0.35	0.21	0.20			
1,2-ジクロロエタン	一般環境	久御山	0.035	0.23	0.093	0.07	0.15	0.0045	2.7
		福知山	0.034	0.20	0.092	0.067			
1,3-ブタジエン	一般環境	久御山	0.10	0.63	0.30	0.34	0.26	0.0060	1.5
		福知山	0.035	0.29	0.13	0.16			
	沿道	国道1号	0.10	0.78	0.39	0.43			
		国道171号	0.23	0.71	0.41	0.47			
ホルムアルデヒド	一般環境	久御山	1.7	4.4	3.1	3.3	3.2	0.28	11
		福知山	0.84	3.2	1.9	1.6			
	沿道	国道1号	1.8	5.4	3.5	4.2			
		国道171号	2.0	5.3	3.6	4.0			
ベンゾ(a)ピレン	一般環境	久御山	0.00015	0.00094	0.00045	0.00025	0.34	0.030	2.5
		福知山	0.00065	0.00060	0.00029	0.00013			
	沿道	国道1号	0.00019	0.00099	0.00052	0.00027			
		国道171号	0.00019	0.00084	0.00041	0.00024			
ニッケル化合物	一般環境	久御山	0.0014	0.0094	0.0058	0.0055	0.0047	0.00069	0.033
		福知山	0.0011	0.0072	0.0034	0.0040			
ヒ素及びその化合物	一般環境	久御山	0.00053	0.0058	0.0027	0.0029	0.0018	0.00022	0.015
		福知山	0.00047	0.0068	0.0024	0.0023			
バリウム及びその化合物	一般環境	久御山	0.0000094	0.000065	0.000029	0.000027	0.000050	0.0000098	0.0023
		福知山	0.0000022	0.000051	0.000019	0.000021			
マンガン及びその化合物	一般環境	久御山	0.013	0.059	0.035	0.030	0.034	0.0044	0.210
		福知山	0.0093	0.072	0.028	0.024			
クロム及びその化合物	一般環境	久御山	0.0016	0.015	0.0062	0.0056	0.0078	0.00021	0.094
		福知山	0.00045	0.011	0.0037	0.0037			
水銀及びその化合物	一般環境	久御山	0.0016	0.0026	0.0022	0.0023	0.0023	0.00094	0.0038
		福知山	0.0015	0.0028	0.0021	0.0018			
酸化エチレン	一般環境	久御山	0.050	0.13	0.091	0.12	0.10	0.012	0.99
		福知山	0.026	0.12	0.068	0.071			

※ 測定結果が検出下限値未満のものは検出下限値の1/2として最大値、最小値、平均値を算出した。

※ 16年度全国測定結果は、各地域分類別の平均、最小及び最大を示す。

資料57 環境放射線監視結果の概要（16年度）（1）

区分	測定項目	調査地点		調査回数	測定結果
空間線量 モニタ リング	空間放射線 空気吸収線量率	放射線測定所 6箇所	1 大山測定所	連続	年平均値 34nGy/h 40nGy/h 52nGy/h 38nGy/h 40nGy/h 44nGy/h
			2 吉坂測定所		
			3 倉梯測定所		
	4 塩汲測定所				
5 岡安測定所					
6 老富測定所					
	環境放射能測定車による定点測定 3箇所	1 河辺原地区 2 三浜地区 3 多門院地区	4回	線量率(nGy/h) 17～34	
	環境放射線調査車による走行サーベイ 3ルート	1 東舞鶴地域ルート1 2 東舞鶴地域ルート2 3 綾部老富地区ルート3	4回	線量率(nGy/h) 19～44	
	空間放射線 積算線量	モニタリングポイント 26地点		4回	年間積算値(mGy) 0.37～0.67

浮遊じん	全アルファ放射能	吉坂測定所 塩汲測定所 老富測定所	連続	放射能(mBq/m ³) 年平均値 15～30
	全ベータ放射能	吉坂測定所 塩汲測定所 老富測定所		放射能(mBq/m ³) 年平均値 25～54

資料58 環境放射線監視結果の概要（16年度）（2）

測定項目	調査対象		調査地点	調査回数	測定結果				
					核種	単位	測定結果の範囲		
ガンマ線放出核種	浮遊じん	—	吉坂測定所 老富測定所	12回	¹³⁷ Cs	$\mu\text{Bq}/\text{m}^3$	不検出		
	降下物	雨水・ちり	吉坂測定所	12回		MBq/km^2	不検出 ~ 1.9×10^{-1}		
	陸水	河川水	与保呂水源地	2回		朝来川 上林川	2回	2回	不検出
			大山、吉坂、杉山、岡安、金剛院、丸山、老富地区	1回					Bq/kg乾土
	農畜産物	米	大山、吉坂、杉山、野原、金剛院、老富地区	1回		大山、吉坂、杉山地区	1回	mBq/kg生	不検出 ~ 2.6×10^2
			大山、吉坂、杉山地区	1回		吉坂地区	1回		不検出 ~ 4.1×10
			吉坂地区	1回		不検出			
			大山、吉坂地区	1回		不検出			
			田井地区	1回		不検出			
			大山地区	1回		3.3×10^3			
			大山地区	1回		4.9×10^2			
			大山、杉山地区	1回		不検出			
			大山地区	1回		不検出			
			大山、杉山地区	1回		不検出			
			老富地区	1回		不検出			
	指標植物	松	大山、吉坂、岡安、老富地区	1回		多祢寺地区	2回	mBq/kg生	不検出 ~ 3.0×10
			大山、吉坂、杉山、丸山、老富地区	2回					不検出 ~ 2.5×10^2
	海洋生物	めばる さざえ なまこ わかめ あじ あおりいか うまづらはぎ するめいか かたくちいわし	毛島沖、馬立島沖、田井地先	1回		田井沖	1回	mBq/kg生	1.1×10^2 ~ 1.4×10^2
				1回			不検出 ~ 4.5×10		
				1回			不検出 ~ 5.6×10		
				1回			不検出		
			1回	1.1×10^2					
			1回	5.3×10					
			1回	5.8×10					
			1回	4.2×10					
	指標海洋生物	ほんだわら	毛島沖、馬立島沖、田井地先	1回				不検出	
海底沈積物	表層土	St. 1	2回	St. 2	2回	Bq/kg乾土	1.4 ~ 2.0		
		St. 3		St. 3			$1.9 \sim 2.4$		
海水	表層水	St. 3	2回			mBq/ℓ	$1.9 \sim 2.4$		
ガス状よう素	活性炭ろ紙	吉坂測定所	4回			$\mu\text{Bq}/\text{m}^3$	不検出		
トリチウム	陸水	河川水	与保呂水源地	朝来川 上林川	2回	2回	Bq/ℓ	不検出 ~ 0.76	
									St. 1
	St. 2		Bq/ℓ-水	不検出 ~ 1.2					
空気中湿分	—	大山測定所	4回			mBq/m^3 -空気	不検出 ~ 7.9		
ウストロンチ	陸水	河川水	朝来川	1回	1回	1回	mBq/ℓ	2.6	
									大山地区
	農畜産物	牛乳	多祢寺地区	1回	1回	1回	mBq/ℓ	不検出	
	指標植物	よもぎ	大山、吉坂地区	2回	2回	2回	mBq/kg生	260 ~ 710	
	海洋生物	めばる なまこ	毛島沖	1回	1回	1回	mBq/kg生	不検出	
指標海洋生物	ほんだわら	毛島沖	1回	1回	1回	mBq/kg生	不検出		
プルトニウム	陸土	未耕地	杉山、丸山地区	1回	1回	1回	Bq/kg乾土	不検出 ~ 0.11	
									²³⁸ Pu + ²³⁹ Pu + ²⁴⁰ Pu
	農畜産物	米	大山、杉山地区	1回	1回	1回	Bq/kg生	不検出	
海底沈積物	表層土	St. 1 St. 2 St. 3	1回	1回	1回	1回	Bq/kg乾土	不検出 ~ 0.023	
									²³⁸ Pu + ²³⁹ Pu + ²⁴⁰ Pu

St. 1……北緯35° 35' 18"、東経135° 28' 56" (世界測地系)
 St. 2……北緯35° 35' 25"、東経135° 30' 05" (")
 St. 3……北緯35° 33' 54"、東経135° 29' 43" (")

資料59 全国星空継続観察参加者（16年度）

夏期参加団体

観察地点詳細			団体名	観察概要				天の川の観察結果			双眼鏡観察結果	
市町村	名称	周辺の土地利用状況		のべ人数	月	日	天候	白鳥座付近	たて座付近	いて座付近	平均値	最大値
京都市	聖母学院天文台 (聖母女学院短大屋上)	住宅地	聖母学院中学高等学校	9	8	6	晴れ	×	×	×	8.4	9.3
福知山市	三段池総合体育館前広場	森林・山間地	福知山市役所 企画環境部環境推進室	40	8	13	快晴	○	*	*	9.9	11.8
綾部市	綾部市天文館前広場	農業地域	綾部市天文館	22	8	12	快晴	○	×	×	9.1	11.8
宇治市	宇治市木幡	住宅地	天文サークル夢見会	2	8	11	晴れ	×	×	×	8.8	8.8
	菟道高校屋上	住宅地	京都府立菟道高等学校	6	8	9	晴れ	×	×	×	6	6.8
宮津市	大江山スキー場	森林・山間地	宮津市役所	28	8	7	曇り	○	○	○	9.5	11.8
城陽市	西城陽高校屋上	農業地域	京都府立西城陽高等学校	5	8	9	うす曇り	*	□	□	4.7	4.7
京丹後市	吉野小学校グラウンド	住宅地	弥栄町青少年をそだてる会	56	8	10	うす曇り	○	□	□	7.5	11.8
	網野北小学校グラウンド	住宅地	京丹後市北大路地区公民館	8	8	12	快晴	○	○	○	7.8	8.4
久御山町	久御山町ふれあい交流館 ゆうホール屋上	工場地帯	久御山町ふれあい交流館 ゆうホール	4	8	13	うす曇り	×	×	×	7.8	8.5
木津町	日本原子力研究所 量子科学研究センター駐車場	住宅地	日本宇宙少年団木津町分団	1	8	12	快晴	○	×	×	8.4	8.4
夜久野町	夜久野荘テニスコート	農業地域	日本宇宙少年団夜久野分団	20	7	31	曇り	□	□	□		
大江町	仏性寺		京都府立福知山高等学校	8	8	11	快晴	○	○	○	9.6	11.3

- 注1 「天の川の観察結果」については、「○」見える、「□」雲があって見えない、「×」夜空が明るくて見えない、「*」その他を示している。
- 2 「双眼鏡観察結果」の「平均」は、参加者各人の観察結果の数値を、使用した双眼鏡の口径に基づき補正し、その結果から各団体の観察等級の平均を算出したもの。

冬期参加団体

観察地点詳細			団体名	観察概要				天の川の観察結果			双眼鏡観察結果	
市町村	名称	周辺の土地利用状況		のべ人数	月	日	天候	ペルセウス座付近	ふたご座付近	かくほ座付近	平均値	最大値
京都市	聖母学院天文台 (聖母女学院短大屋上)	住宅地	聖母学院中学高等学校	16	1	7	うす曇り	×	×	×	7.1	10
福知山市	福知山高校校舎屋上	住宅地	京都府立福知山高等学校	7	1	11	快晴	×	×	×		
綾部市	綾部市天文館前広場	農業地域	綾部市天文館	10	1	8	その他	○	×	×	8.9	9.5
宇治市	宇治市木幡	住宅地	天文サークル夢見会	3	1	4	晴れ	×	×	×	9.1	9.1
	菟道高校屋上	住宅地	京都府立菟道高等学校	8	1	13	うす曇り	×	×	×	5.4	5.5
城陽市	城陽市指月児童公園	住宅地	城陽市北部コミュニティセンター天文同好会	6	1	8	晴れ	×	×	×	3.6	6.3
	西城陽高校校舎屋上	農業地域	京都府立西城陽高等学校	6	1	13	うす曇り	×	×	×	11.4	11.4
向日市	向日市天文館屋上星見台	住宅地	向日星見サークル	12	1	8	晴れ	×	×	×	8.6	10
木津町	日本原子力研究所 量子科学研究センター駐車場	住宅地	日本宇宙少年団木津町分団	17	1	9	晴れ	○	○	×	5.7	8.6
久御山町	久御山町ふれあい交流館 ゆうホール屋上	工場地帯	久御山町ふれあい交流館 ゆうホール	6	1	8	晴れ	×	×	×	8.5	8.6
福知山市	福知山市児童科学館	森林・山間地	福知山市役所 企画環境部環境推進室	16	1	15	その他	-	-	-		
夜久野町		農業地域	日本宇宙少年団夜久野分団	20	2	5	その他	-	-	-		

- 注1 「天の川の観察結果」については、「○」見える、「□」雲があって見えない、「×」夜空が明るくて見えない、「-」その他を示している。
- 2 「双眼鏡観察結果」の「平均」は、参加者各人の観察結果の数値を、使用した双眼鏡の口径に基づき補正し、その結果から各団体の観察等級の平均を算出したもの。
- 3 期間外実施の2団体分含む。